

「知的財産権保護規範化市場創出モデル管理弁法」
の発行に関する国家知識産権局弁公室の通知

公布日：2022-12-23

国知弁発保字〔2022〕64号

各省、自治区、直轄市と新疆生産建設兵団知識産権局：

ここに「知的財産権保護規範化市場創出モデル管理弁法」を発行するので、実情を踏まえて入念に貫徹実施されたい。

国家知識産権局弁公室

2022年12月13日

知的財産権保護規範化市場創出モデル管理弁法

第一章 総則

第一条 中国共産党中央委員会・国務院が発行した「知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）」と国務院が発行した『十四五（第14次5か年計画）』国家知的財産権保護と運用計画の決定配置を徹底実施し、中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁が発行した「創出モデル活動管理弁法（試行）」の業務要求を実行し、第三回全国創出モデル活動保留プロジェクトに盛り込まれた管理業務をしっかりと行い、商品取引市場における知的財産権保護と管理を強化し、オンライン・オフライン市場の融合発展を促進し、公平に競争する市場環境を構築するために、本管理弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう知的財産権保護規範化市場とは、知的財産権保護規範化市場の創出リストに盛り込むことを承認された商品取引市場であって、重点的な育成・構築を通じて、国家知識産権局の認定を経て、市場関係者の知的財産権保護意識と管理能力の向上促進や、商品取引市場での長期的に有効な知的財産権保護メカニズムの構築などの面で模範的な役割を持つ国家レベルの知的財産権保護規範化市場である。

第三条 知的財産権保護規範化市場創出モデル業務は、知的財産権の効果的な保護と規範化管理を促進することを目標とし、毎年いくつかのオンライン・オフライン知的財産権保護規範化市場を育成・認定し、モデルがより多くの市場主体を牽引して知的財産権保護管理を強化し、消費者の満足度を高め、市場化・法治化・国際化されたビジネス環境を構築する。

第四条 知的財産権保護規範化市場の創出で重点的に実施する業務・任務としては、市場経営管理主体による知的財産権保護業務メカニズム構築を指導すること、知的財産権保護業務システムを改善すること、知的財産権保護管理能力を高めること、知的財産権保護意識を強化すること、知的財産権保護の満足度を高めることが挙げられる。

第五条 国家知識産権局は、知的財産権保護規範化市場の育成指導、認定と再審査業務の統一的指導を担当する。各省（区、市）の知識産権局は、本地区の市場の推薦、日常管理、具体的な指導と認定の初期評価業務を担当する。

第六条 知的財産権保護規範化市場創出モデル業務は、自発申請、選抜推薦の原則に従って実施され、育成申請、評価認定、資格再審査、動態管理などの手続きを含む。

第七条 条件を満たした各種類のオンライン・オフラインの商品取引市場はすべて育成業務への参与を申請することができる。すでに知的財産権保護規範化市場育成業務に参与した市場は、育成期間満了後に認定申請することができる。すでに認定され、2022年までに継続審査を通過した国家レベルの知的財産権保護規範化市場は、すべて再審査に参与しなければならない。

第八条 国家知識産権局は知的財産権保護規範化市場創出対象に対して政策支援、業務指導、訓練指導などの措置を行う。

第二章 実施プロセス

第一節 育成申請プロセス

第九条 知的財産権保護規範化市場への育成申請条件には、主に以下の面が含まれる。

(一) 申請主体は独立した法人資格を有しなければならない、それが経営管理しているオフラインの商品取引市場は固定された営業取引場所を有しなければならない。オンライン商品取引市場は「電子商取引法」の規定に符合する電子商取引プラットフォームでなければならない。

(二) 市場の所在区域又は所在業界において大きな規模及び影響力(市場規模、年間成約額、経営者数等を含む)を有すること。

(三) 知的財産権保護の基本管理制度を持ち、市場関係者の知的財産権保護意識が高いこと。

(四) 申告主体は知的財産権保護のために人員、経費、情報などの面で資源と支援の提供が可能であること。

第十条 各省(区、市)の知識産権局は国家知識産権局が発表した通知に基づいて、知的財産権保護規範化市場育成申請・推薦業務を担当し、条件を満たした申請主体の自発的な申請を指導し、育成申請書類を記入する。

第十一条 育成申請書類には、次のものが含まれる。

(一) 知的財産権保護規範化市場の育成申請書。

(二) 知的財産権保護関連管理制度の証明書類。

(三) 知的財産権保護管理成果の証明書類。

(四)その他の必要な説明書類。

第十二条 申請書類は、オフライン商品取引市場の所在区域、オンライン商品取引市場の登録所在区域(区、市)の知識産権局が審査を行う。申請要求を満たした上で、同等の条件の下で保護基盤が良く、保護需要が強く、保護能力が良く、保護意識が高く、制度規範・管理メカニズム・宣伝保障などの面で成果が著しい商品取引市場を優先的に推薦し、規定に従って申請書類を国家知識産権局に提出する。オフラインの実体とオンラインプラットフォームの両方を持つ商品取引市場の場合、オフライン市場の所在区域の省級知識産権局が責任を負わなければならない。

第十三条 国家知識産権局は各省(区、市)の申請書類に対して審査を行い、加えて専門家審査を組織し、申請書類と審査意見に基づいて、市場影響力、取次商品又は主要産業の知的財産権の種類、侵害行為の発生率及び各地の実際の業務基盤を総合的に考慮し、東部・中部・西部の発展バランスを踏まえて、育成市場リストを選定し、条件に合致する市場での育成業務の実施を承認する。

第十四条 育成期間は原則として1年とする。各省(区、市)の知識産権局は具体的な指導と日常管理を強化しなければならない。育成を承認した後、省級知識産権局は、各市場が業務計画を制定した上で国家知識産権局に提出し、業務計画に従って育成期間内に認定評価指標の要求を達成するように指導する。

第二節 認定プロセス

第十五条 知的財産権保護規範化市場の認定を申請する条件：

(一)市場経営管理主体の知的財産権保護の目標と方針が明確で、知的財産権保護管理規則をすでに制定したこと。

(二)知的財産権管理機関を設立又は明確にしており、知的財産権業務に精通した専門スタッフを配置していること。

(三)商品情報管理制度、商品日常検査管理制度、信用管理制度、侵害処理制度、先行賠償制度などを含むがこれらに限定しない、経営管理過程における知的財産権保護制度を確立し、効果的に実施していること。

(四)知的財産権行政機関や司法機関と協力調査・連携メカニズムを構築し、適時に関連部門に協力して知的財産権管理、法執行業務を実施することができること。

(五)知的財産権保護レベルの評価と改善の制度を確立したこと。

第十六条 認定申請書類には、次のものが含まれる。

- (一) 知的財産権保護規範化市場の認定申請書。
- (二) 管理機関及び職員の資質証明書。
- (三) 知的財産権保護育成成果の証明書類。
- (四) その他の必要な説明書類。

第十七条 育成期間満了後、各省(区、市)の知識産権局は各育成市場を組織して認定申請書類を記入させ、初期評価業務を実施する。初期評価は書面審査と実地審査を踏まえた方式で行い、審査に合格した後、各省(区、市)の知識産権局は初期評価報告書を作成した上で認定推薦書を記入し、市場申請書類、初期評価報告書、認定推薦書を合わせて国家知識産権局に提出する。

第十八条 国家知識産権局は原則として年に1回認定業務を実施する。国家知識産権局は専門家を組織して審査ワーキンググループを設立し、申請書類及び第三者満足度評価結果を総合的に考慮し、必要に応じて実地抽出審査を行い、育成市場に対して審査を行う。

第十九条 認定審査の得点基準には、次のものが含まれる。

(一) 国家知識産権局は専門家を組織して「知的財産権保護規範化市場認定基準」に従って各省(区、市)の知識産権局から推薦された市場に対して審査を行い、評価点数1を獲得する。

(二) 国家知識産権局は育成市場に対して知的財産権保護の満足度評価を行い、評価点数2を獲得する。

(三) 評価総得点=評価点数1×70%+評価点数2×30%。

(四) 評価総得点が80点以上のものは合格とする。

第二十条 審査を経て基準に達した商品取引市場は認定予定リストに登録され、国家知識産権局の政府ポータルサイトで公示される。公示期間は10営業日である。公示を経て社会から異議がない場合、「知的財産権保護規範化市場」の称号を授与し、扁額を授与する。有効期間は国家知識産権局から称号を授与された日から3年とする。

第二十一条 評価総得点が60以上80点未満の市場は、業務の改善を経て、翌年も認定を申請することができる。評価総得点が60点以下の市場は、2年以内に再度申請してはならない。

第三節 再審査プロセス

第二十二条 「知的財産権保護規範化市場」の称号の有効期間満了の60日前に、国家知識産権局が発行した通知に基づいて、各省(区、市)の知識産権局は関連市場を組織して再審査を申請する。

第二十三条 再審査申請書類には、次のものが含まれる。

- (一) 知的財産権保護規範化市場の再審査申請書。
- (二) 保護管理機関及び職員の資質証明書。
- (三) 認定後三年以内の知的財産権保護業務の成果。
- (四) その他の必要な説明書類。

第二十四条 各省(区、市)の知識産権局は各市場経営管理主体を組織して再審査の申請書類を記入させ、初期評価業務を実施する。初期評価は書面審査と実地審査を踏まえた方式で行い、審査に合格した後、各省(区、市)の知識産権局は初期評価報告書を作成した上で再審査推薦書を記入し、市場申請書類、初期評価報告書、再審査推薦書を合わせて国家知識産権局に提出する。

第二十五条 国家知識産権局は原則として年に1回再審査業務を実施する。国家知識産権局は専門家を組織して審査ワーキンググループを設立し、申請書類と第三者満足度評価結果を総合的に考慮し、必要に応じて実地抽出審査を行い、再審査業務に参加する市場に対して審査を行う。

第二十六条 再審査の得点基準には、次のものが含まれる。

- (一) 国家知識産権局は専門家を組織して「知的財産権保護規範化市場認定基準」に従って各省(区、市)の知識産権局から推薦された市場に対して審査を行い、評価点数1を獲得する。
- (二) 国家知識産権局は知的財産権保護規範化市場に対して知的財産権保護の満足度評価を行い、評価点数2を獲得する。
- (三) 評価総得点=評価点数1×70%+評価点数2×30%。
- (四) 評価総得点が80点以上のものは合格とする。

第二十七条 審査を経て基準に達した知的財産権保護規範化市場は再審査合格予定リストに登録され、国家知識産権局の政府ポータルサイトで公示される。公示期間は10営業日である。公示後異議がない場合、「知的財産権保護規範化市場」の称号を保

持するものとし、有効期間は3年間延長される。

第二十八条 再審査の評価総得点は60以上80点未満の市場は、是正を経て、検査に合格した場合、称号を保持できる。2年連続で再審査の評価総得点がいずれも80点以上に達していない、又は称号の有効期間が満了して再審査を申請していない場合は、称号を取り消す。再審査の評価総得点が60点以下の市場は、称号を取り消し、2年以内に認定を再度申請してはならない。

第三章 組織とマネジメント

第二十九条 各省(区、市)の知識産権局は、知的財産権保護規範化市場創出モデル業務の関連責任部門を明確にし、具体的な責任者を指定し、本地区で認定されている知的財産権保護規範化市場に対する日常管理と業務指導を強化し、毎年関連市場に対して評価を行い、評価状況を国家知識産権局知的財産権保護司に報告しなければならない。知的財産権保護規範化市場の所在区域の知識産権局は本地区の関連市場に対する巡視と管理を強化しなければならない。関連市場に深刻な知的財産権侵害違法事件が発生したなどの重大な状況を速やかに報告しなければならない。

第三十条 評価認定過程において以下のいずれかに該当する場合、知的財産権保護規範化市場への参加資格を取り消す。犯罪の疑いがある場合は、関連する手がかりを司法機関に引き渡して処理させる。

(一) 不当な手段で評価認定結果の公平性に影響を与えたか、又は申請書類の中に嘘偽りがあった場合。

(二) 集団侵害、侵害の繰り返しなどの市場秩序を乱す故意の侵害行為が発生し、悪影響を及ぼした場合。

(三) その他の法律法規の規定に違反した場合。

第三十一条 「知的財産権保護規範化市場」の称号を獲得した市場において以下のいずれかに該当する場合、所在区域の省(区、市)の知識産権局が期限付きで是正を命じ、国家知識産権局に届け出て報告する。犯罪の疑いがある場合は、関連する手がかりを司法機関に引き渡して処理させる。

(一) 知的財産権保護に関する管理業務を継続的に実施していない場合。

(二) 知的財産権侵害の紛争に対して迅速で効果的な措置を講じておらず、悪影響を及ぼした場合。

(三) 集団侵害、侵害の繰り返しなどの市場秩序を乱す故意の侵害行為が発生し、悪

影響を及ぼした場合。

(四) その他の知的財産権関連法律法規の規定に違反した場合。

第三十二条 省(区、市)の知識産権局の審査を経て、期限付きの是正を命じられた市場は是正期限までには是正を完了しなかった、又は是正が要求に達しなかった場合は、国家知識産権局に報告して承認を受け、その称号を取り消し、取り消した旨を公表する。

第三十三条 宣伝モデルを強化する。国家知識産権局は組織して「知的財産権保護規範化市場」の称号を獲得した市場についての宣伝を行う。各省(区、市)の知識産権局はモデル市場の経験と方法をまとめて改良し、扁額授与式、座談訓練、体験交流、実地見学などの様々な形式を通じて、創出モデル業務の宣伝力を高め、モデル牽引効果を拡大することを奨励しなければならない。

第四章 附則

第三十四条 本弁法の解釈について国家知識産権局が責任を負う。

第三十五条 本弁法は公布日から施行する。「知的財産権保護規範化市場認定管理弁法」(国知弁函協字〔2016〕250号)は同時に廃止する。

出所：

国家知識産権局ウェブサイト 2022年12月23日付け

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/23/art_75_180978.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。